

国際投資法と弁護士のこと

2013年10月18日金曜日
京都大学法学部



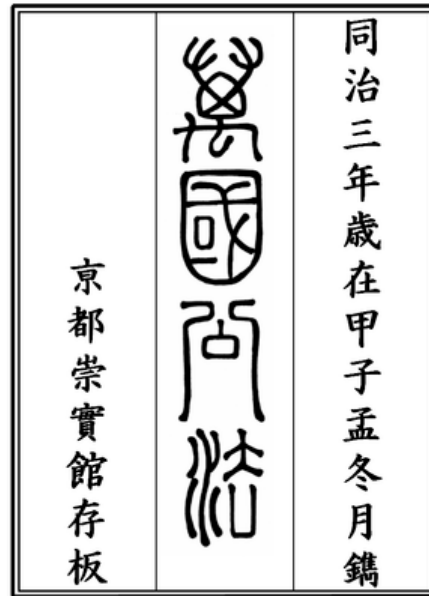
長島・大野・常松法律事務所
パートナー弁護士
井口直樹
naoki_iguchi@noandt.com

井口直樹：自己紹介

- 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
 - naoki_iguchi@noandt.com
 - +81.3.3511.6755
- 使用言語：日本語・英語・中国語・スペイン語
- 日本弁護士登録(2000年第二東京弁護士会)・ニューヨーク州司法試験合格
- 国際商業会議所(ICC)国際仲裁裁判所(パリ)研修勤務(2007年)
- 東京大学大学院法学政治学研究科法学修士(1998年)
- 米国スタンフォード大学法科大学院法学修士(LLM)(2006年)
- 中国北京語言文化大学(現：北京語言大学)中国語研修(2002年)
- 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(仲裁法WP；国際プロジェクト関連法WP)
- ICC日本仲裁委員会委員
- Dispute Resolution Board Foundation(DRBF)日本代表
- Association of Japanese Consulting Engineers(AJCE)会員
- 岡山県都窪郡吉備町(現：岡山市北区)／岡山朝日高等学校出身

本日の概要

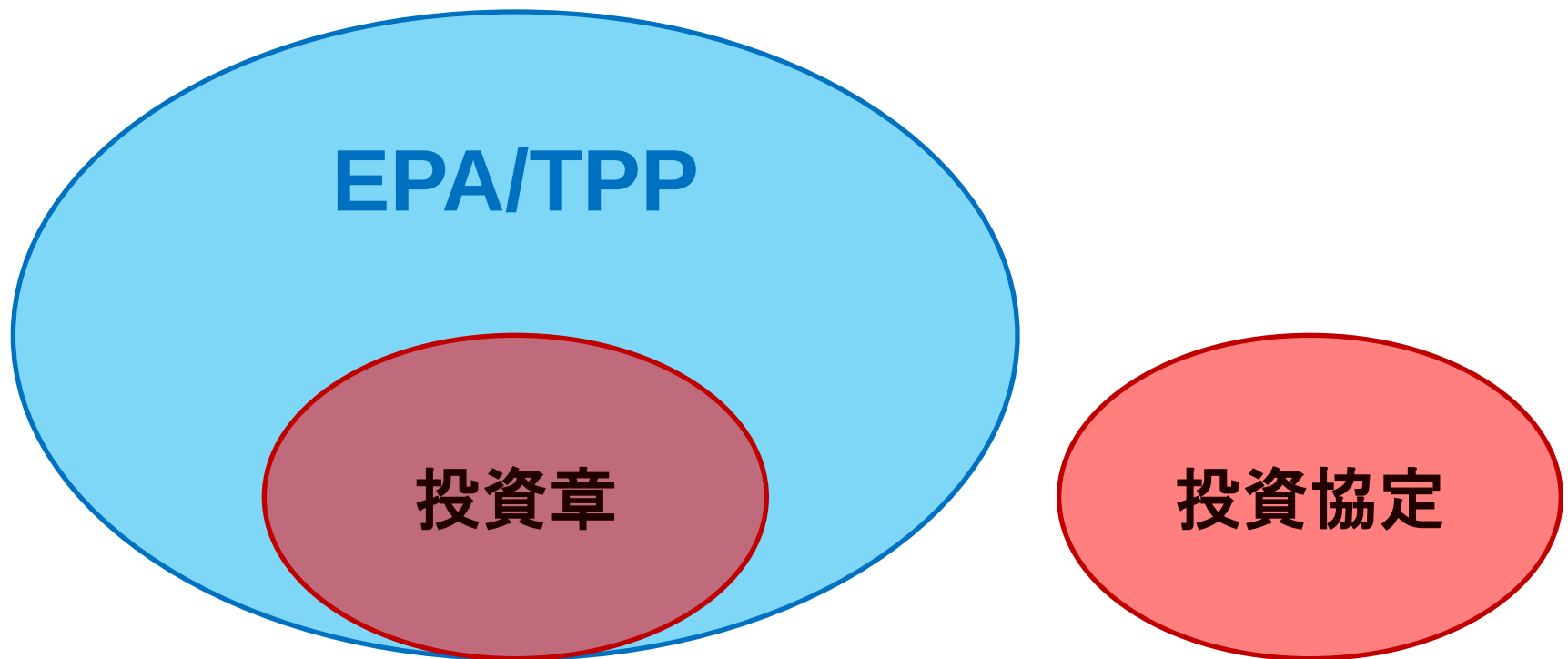
- 日本企業にとっての投資協定(EPA/TPP)の価値
- 国際投資法と弁護士のこと
- 投資協定(EPA/TPP)の利用場面(1)－直接補償型
- 投資協定(EPA/TPP)の利用場面(2)－仲裁妨害型
- 投資協定(EPA/TPP)の最重要条項(1)－アンブレラ(契約遵守)条項
- 投資協定(EPA/TPP)の最重要条項(2)－公正衡平待遇(FET)
- 日本の投資協定(EPA/TPP)「ネットワーク」
- 第三国協定は利用できるか(1)－最恵国待遇(MFN)
- 第三国協定は利用できるか(2)－利用資格(「利益の否認」)と権益譲渡
- 投資仲裁(EPA/TPP)と商事仲裁－何が「プラスα」なのか
- 国際投資法と弁護士のこと(再)



日本企業にとっての 投資協定(EPA/TPP)の価値

日本企業にとっての投資協定の価値

- 投資協定 (Investment Treaty)
- EPA (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)
- TPP (仮 Trans-Pacific Partnership Agreement: 環太平洋連携協定)



投資協定(1)

- 2011年日印CEPA
- 3条 一般的定義
 - (i)「投資財産」とは、投資家により所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
 - (i) 企業及び企業の支店
 - (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)
 - (iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権(その貸付債権から派生する権利を含む。)
 - (iv) 契約に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益分配に関する契約に基づくものを含む。)
 - (v) 金銭又は金銭的価値を有する契約に基づく給付を請求する権利
 - (vi) 知的財産(注記省略)
 - (vii) のれん
 - (viii) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可)
 - (ix) 動産及び土地を含む不動産に係る他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わない。)並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

建設・運営紛争

インフラ運営紛争

投資協定(2)

- 2012年日本・イラク投資協定

- 内国民待遇(3条)

- 最恵国待遇(4条)

- 一般的待遇及び投資環境の整備(5条)

- 「公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護を与える」(5条1項)

- 「他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する」(5条2項)

- 裁判所の裁判を受ける権利(6条)

- 特定措置の履行要求の禁止(7条)

- 透明性(8条)

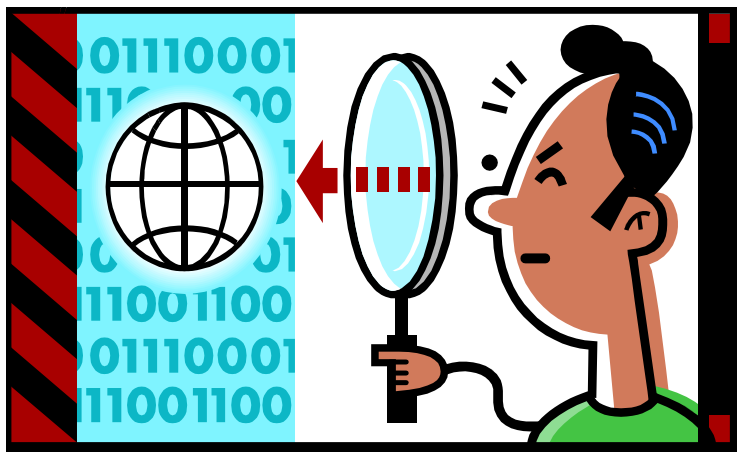
- 収用及び補償(11条)

- 「迅速、適当かつ実行的な補償」(1条(d))

- 公正な市場価格に相当するものでなければならない

公正衡平待遇(原則)

契約遵守(アンブレラ)条項



国際投資法と弁護士のこと

実戦的な投資協定(国際法)戦略(1)

直接補償型

- 被害財産は「投資財産」か
- 投資協定義務違反はあるか
- 国内救済か投資協定か
- 第1 公正衡平待遇
 - ほとんどがこの類型
 - 具体類型を知る必要
- 第2 契約遵守義務
 - 他協定をMFN活用
- 第3 収用＝補償

仲裁妨害型

- 外国判断か内国判断か
 - 外国ならNY条約違反も
 - 裁判遅延も対象
- 公正衡平待遇
 - 極端事例は「裁判拒否」
- Effective means
 - MFNにより他協定活用

実戦的な投資協定(国際法)戦略(2)

日本協定利用

- 日本政府の「外交保護権」
 - 仲裁提起前
 - 仲裁提起後

他国協定利用

- 外国政府の「外国保護権」
 - あまり期待できず
- 「利益否認」型協定
 - そもそも活用できない

日本マレーシアEPA85条16項

いずれの締約国も、自国の投資家が4の規定に従って付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は他の裁定機関に国家間の請求を行うことはできない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この16の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。



投資協定(EPA/TPP)の利用場面(1)

一直接補償型

投資協定の利用場面(1)－直接補償型

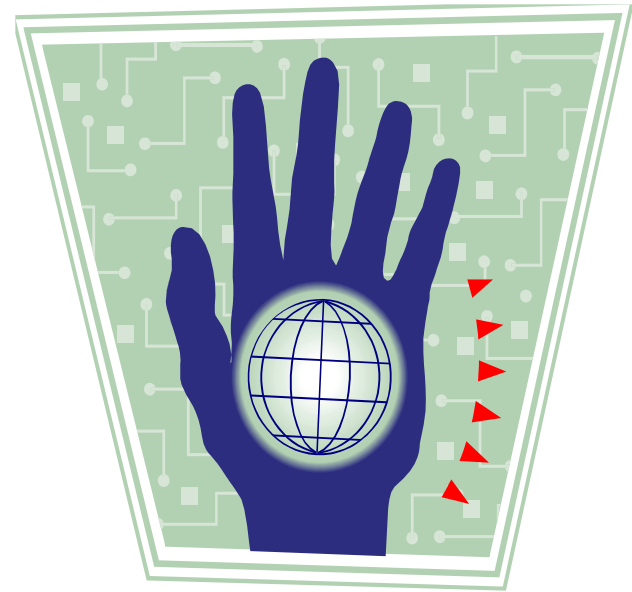
- 財産収用(expropriation)
 - － 直接収用(direct expropriation)
 - － 間接収用(indirect expropriation)
- (立法・行政)規制の厳格化(禁止・制限)
- (合理的な理由のない)許認可の取消し
- 不当課税

- 国の「約束(義務)不履行」
 - － 投資契約(investment agreement)
 - － コンセッション(concession)
 - － 国が契約相手方
 - － 国が保証

国内法の手続なら…

行政取消訴訟
国家賠償訴訟

契約違反訴訟



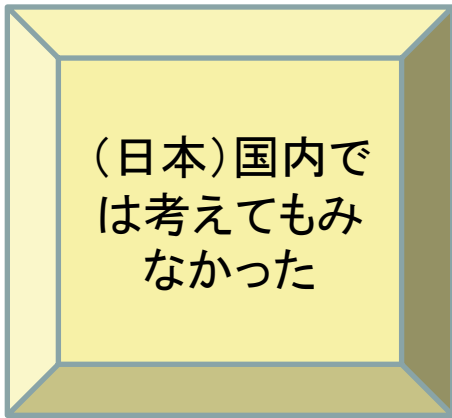
投資協定(EPA/TPP)の利用場面(2) ー仲裁妨害型

投資協定の利用場面(2)－仲裁妨害型[1]

- 「裁判拒否(denial of justice)」の禁止
 - － 裁判拒否
 - － 裁判遅延
- 商事仲裁への介入・権利実現の妨害
 - － 仲裁人入国禁止
 - － 仲裁権限(jurisdiction)の否定
 - － 仲裁強制停止(stay)
 - － 仲裁判断取消し(setting aside award)
 - － 仲裁判断執行(enforcement of award)拒絶

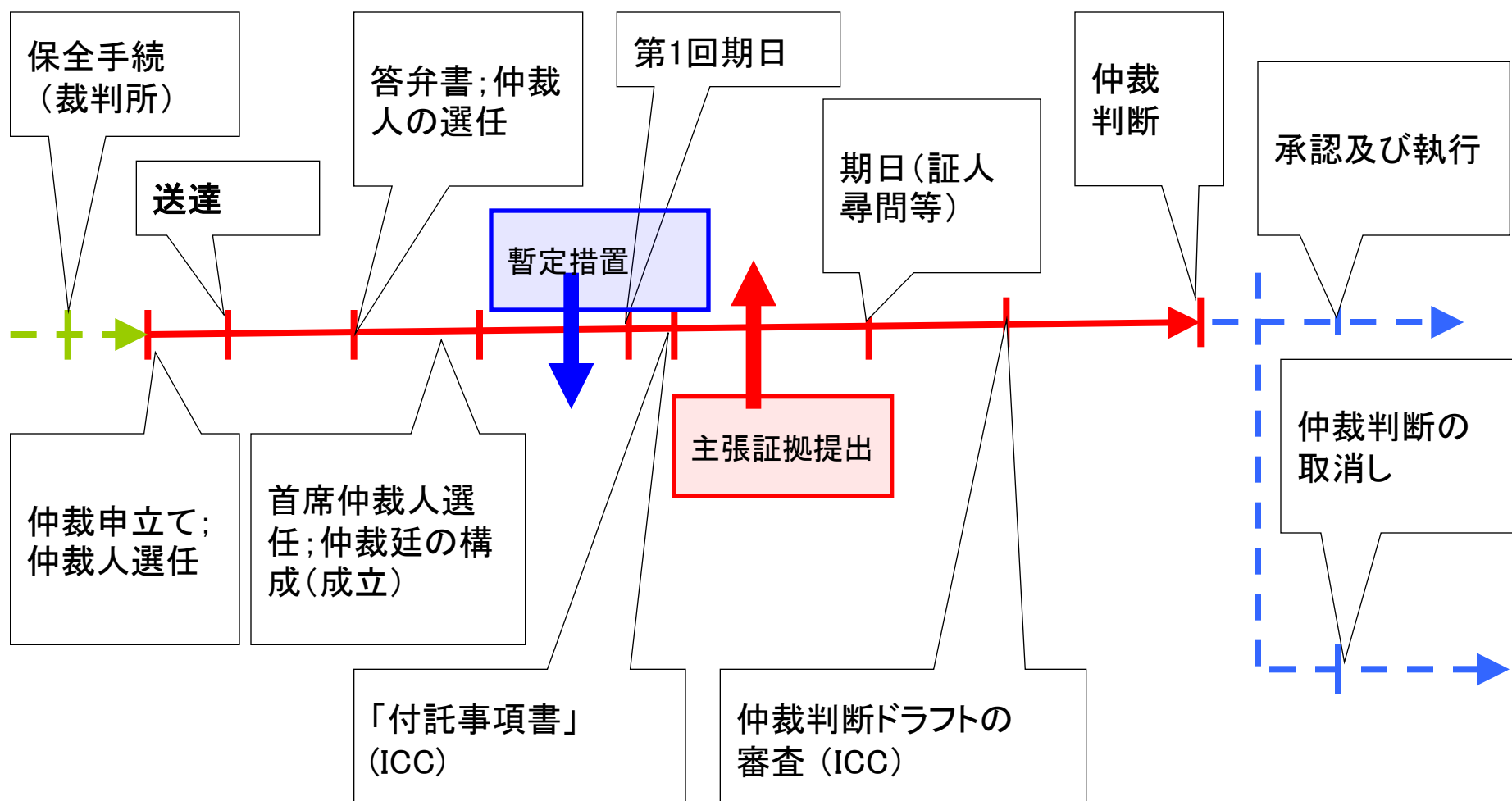


司法権の不当介入への
対抗措置



(日本)国内では
考えてもみ
なかった

投資協定の利用場面(2)－仲裁妨害型[2]





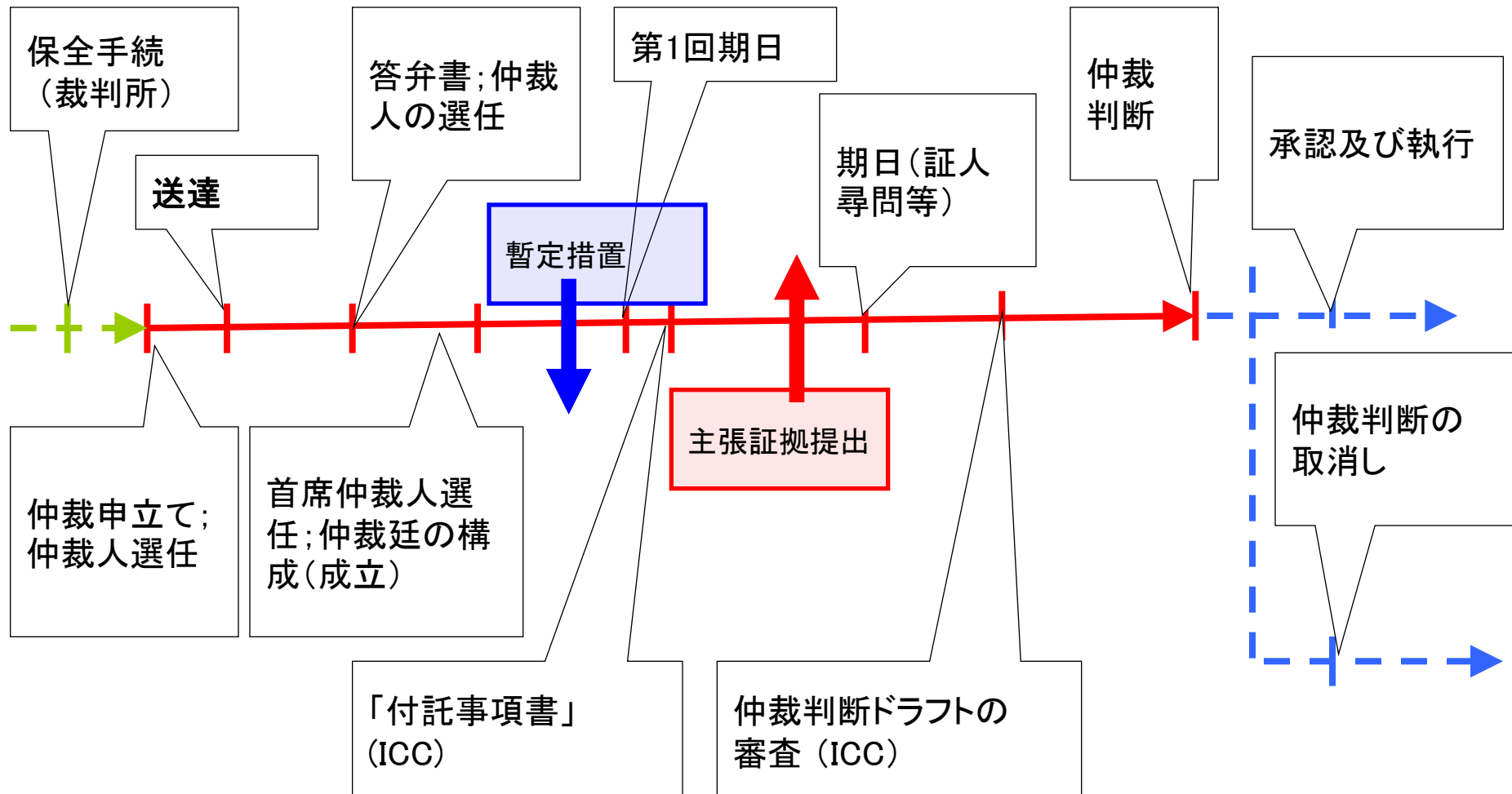
- 対中国取引・投資の「仲裁」戦略
- ビジネス分野・契約類型に応じた「仲裁地」選択
 - 代金回収・損害賠償型
 - 迅速対応の必要性？裁判所保全手続（財産はどこに）
 - 交差条項？CIETAC？HKIAC（香港国際仲裁中心）
 - ライセンス契約・秘密保持契約型
 - 迅速対応の必要性
 - CIETAC？
 - 企業提携・情報共有型
 - 中国法人（JV子会社）「経営」紛争？
 - 株主間・出資者間契約紛争？

ベトナム(1)

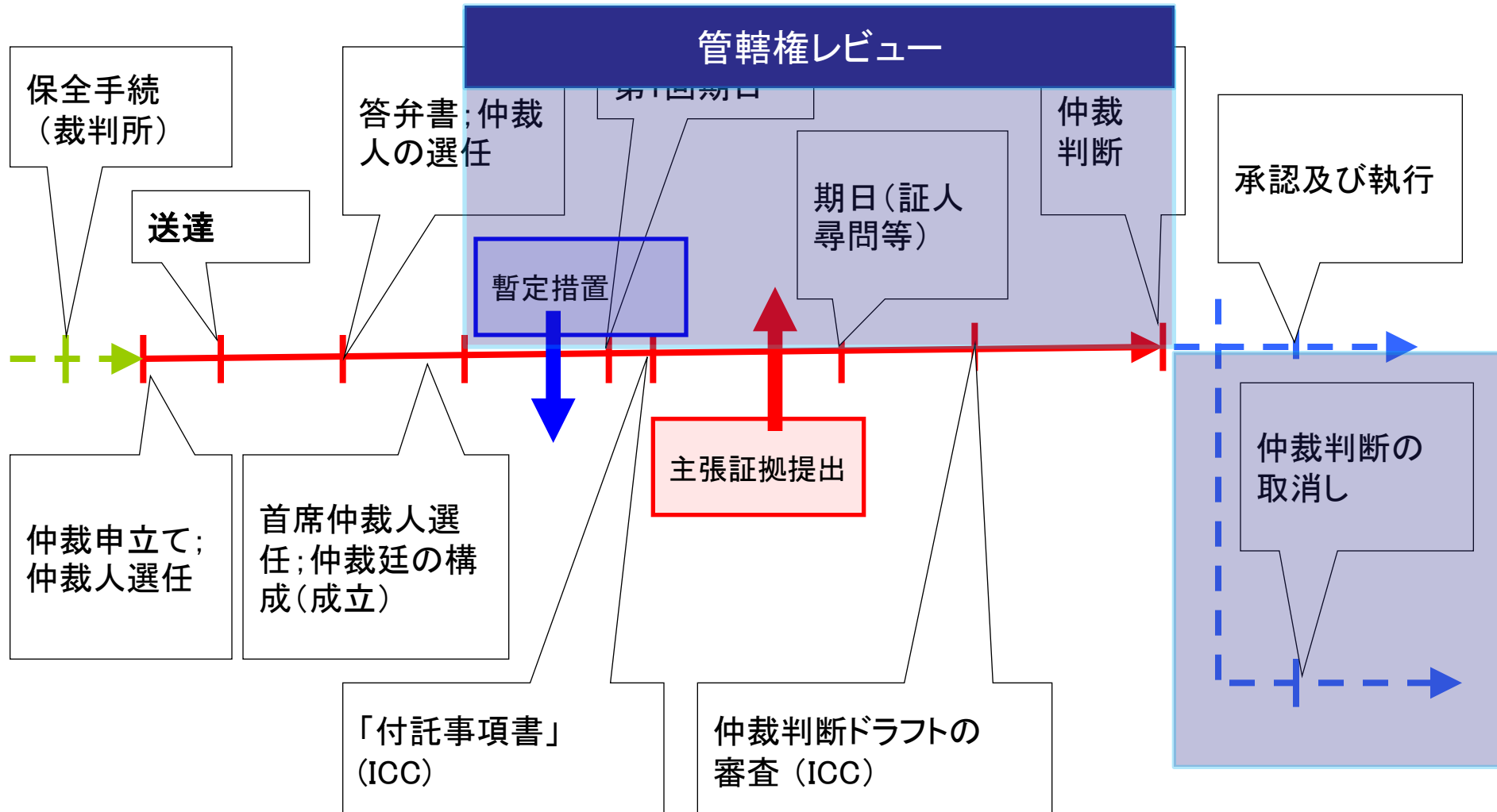


- 2010年新法(Law on Commercial Arbitration; 2010年LCA)も複雑・完成度不十分
- ベトナム仲裁地でも、「外国仲裁(判断)」の範囲を拡張
 - 要件:「仲裁人」が外国人
 - 執行の場面で「外国仲裁判断」扱いは一応明確
 - 執行以外で「外国仲裁(判断)」扱いされるか不明確
 - 仲裁廷管轄判断のレビュー
 - 一方的・極端に短期な手続
 - 管轄缺欠となれば手続停止効を明定
 - 仲裁判断取消訴訟
 - 民訴法の裁判管轄規定と不整合？

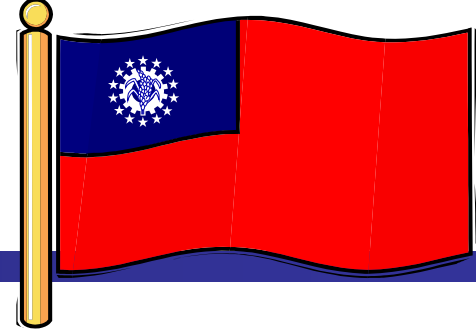
ベトナム(2)



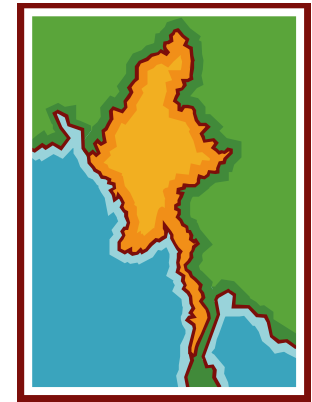
ベトナム(3)



ミャンマー



- 1956年NY条約未加盟
- 1940年仲裁法
 - 古い英国仲裁法
 - インド・パキスタンの「落とし穴」の原因
- 国際法・投資協定
 - フィリピン協定、中国協定
 - アセアン諸協定
 - 1987年投資促進保護協定
 - *Yaung Chi OO Trading v Myanmar* (2003)



インド(1)



- 1996年インド仲裁調停法の特殊な留意点
 - 国際慣習に反し、原則として外国仲裁判断に対してもインド裁判所の管轄が及ぶ
 - *Venture Global Engineering v Satyam Computer Services Ltd. & Anr.* (2008年)
 - インド当事者の積極的な仲裁判断取消訴訟提起の態度
 - インド国内仲裁は、まず取消訴訟が提起されるものと覚悟
 - (国内仲裁事件であるが) 広い「公序良俗」違反
 - *ONGC Ltd v Saw Pipes Ltd* (2003年)
 - 一旦裁判になると、長期化の公算大
- 必ず外国を仲裁地とし、1996年インド仲裁法の適用を明示的に排除
 - 但し、インド所在の相手方資産に仮処分等を及ぼすため、9条のみ適用肯定
 - 本当に、当事者合意による選択が可能か？

インド(2)



- インド企業が相手方の仲裁条項(SIACベース)

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The number of arbitrators shall be three. The language of the arbitration shall be English.

The Parties hereby expressly agree to exclude the applicability of Part I of the Arbitration and Conciliation Act, 1996 (save Section 9 thereof) to arbitration proceedings conducted under this Clause.



投資協定(EPA/TPP)の最重要条項(1) —アンブレラ(契約遵守)条項

投資協定の最重要条項(1)

－アンブレラ(契約遵守)条項[1]

- 2013年日本・モザンビーク協定4条2項
 - － 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 英越協定2条2項3文
 - － “各締約国の国民又は企業の投資は、他の締約国の領域内において、いかなるときも、公正かつ衡平なる待遇を受け、完全なる保護及び保障を受ける。締約国は、不合理な又は差別的な方法により他の締約国の国民又は企業による投資の経営、維持、利用、行使又は処分を阻害してはならない。各締約国は、他の締約国の国民又は企業の投資に関して約束したいかなる義務をも遵守しなければならない。”
 - － (Each Contracting Party shall observe any obligation it may have entered into with regard to investments of nationals or companies of the other Contracting Party.)

投資協定の最重要条項(1)

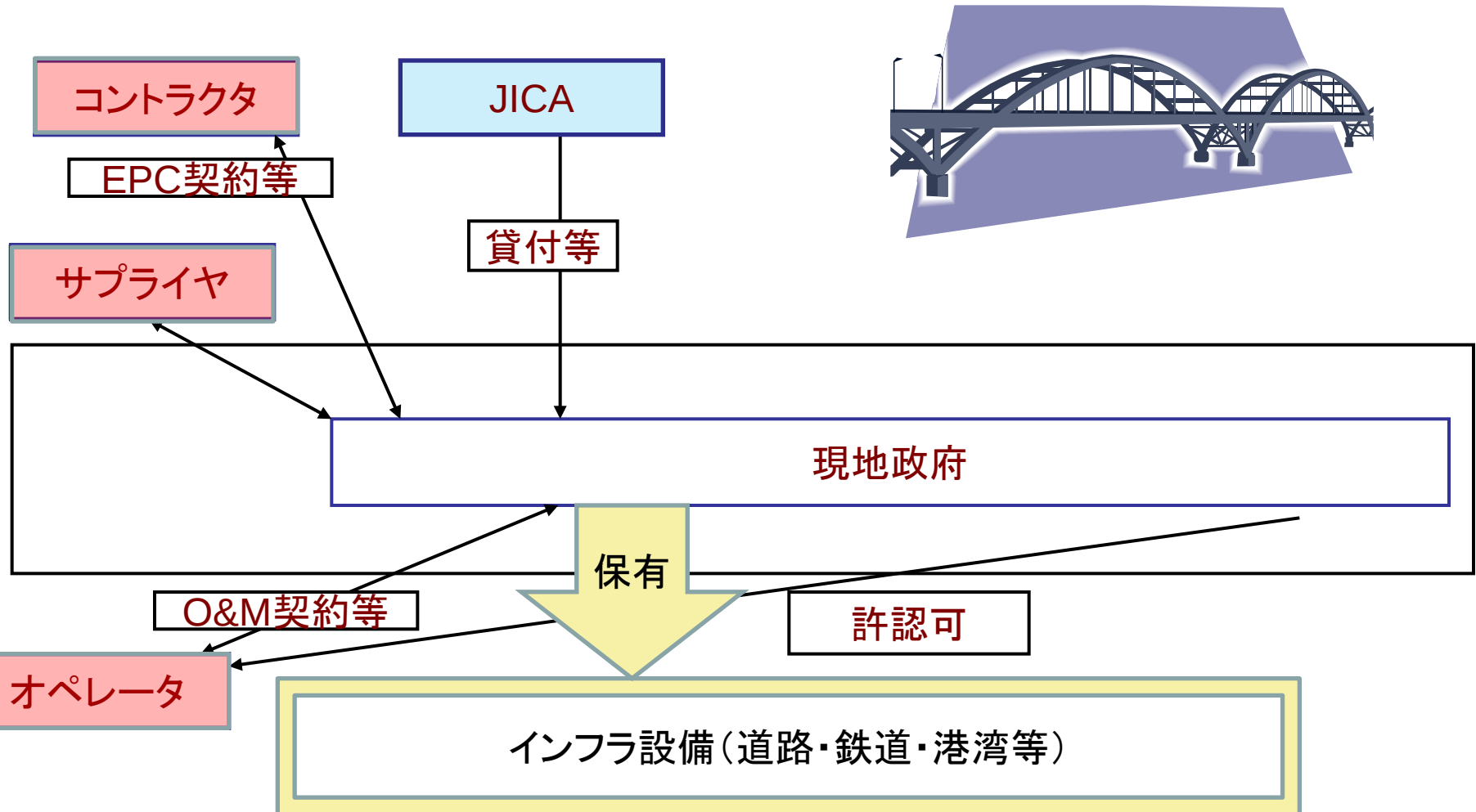
—アンブレラ(契約遵守)条項[2]

- 英越協定2条2項3文
 - *“Investments of nationals or companies of each Contracting Party shall at all times be accorded fair and equitable treatment and shall enjoy full protection and security in the territory of the other Contracting Party. Neither Contracting Party shall in any way impair by unreasonable or discriminatory measures the management, maintenance, use, enjoyment or disposal of investments in its territory of nationals or companies of the other Contracting Party. **Each Contracting Party shall observe any obligation it may have entered into with regard to investments of nationals or companies of the other Contracting Party.**”*

投資協定の最重要条項(1)

ーアンブレラ(契約遵守)条項[3]

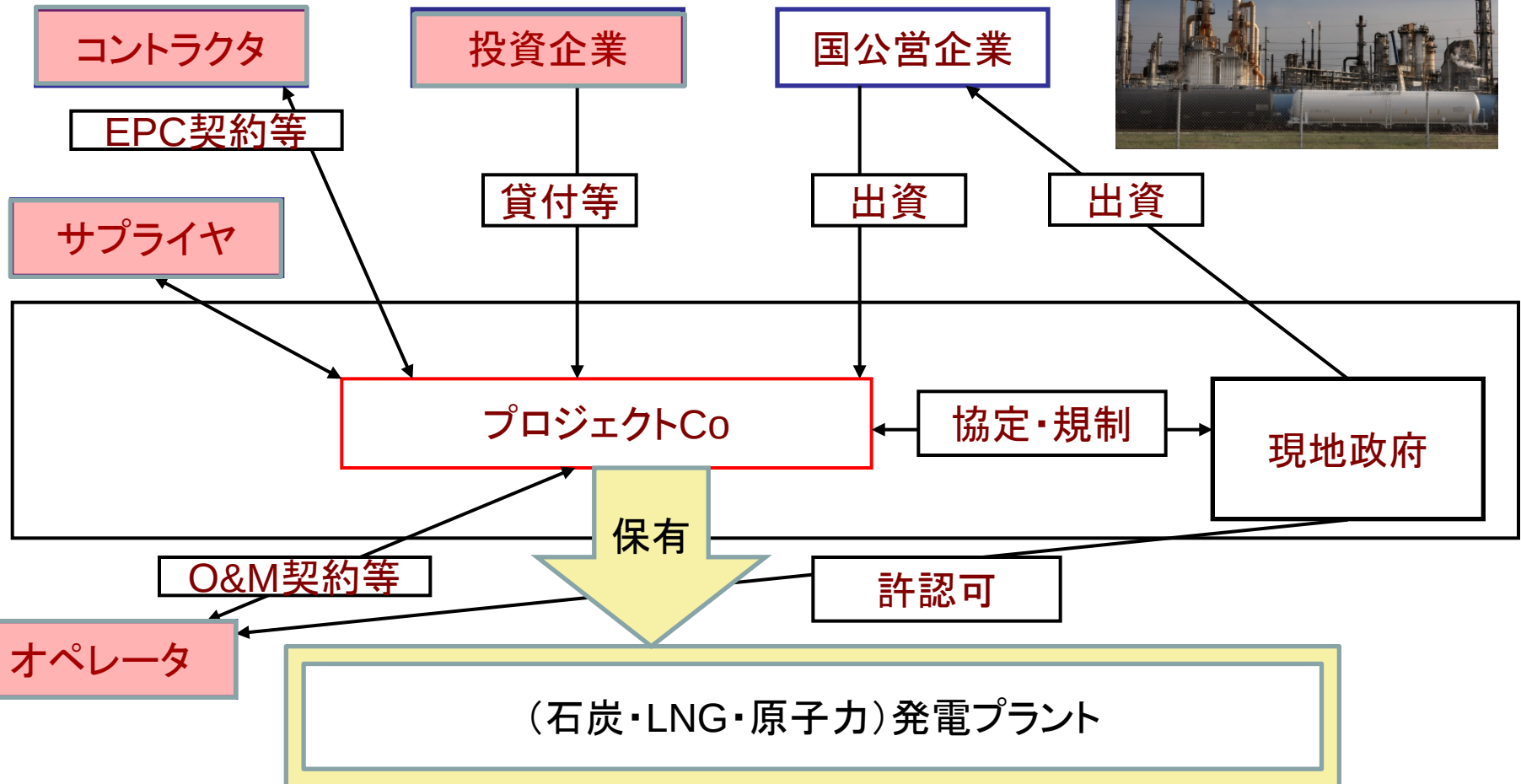
- アジア新興国PPP案件等



投資協定の最重要条項(1)

－アンブレラ(契約遵守)条項[4]

- 新興国発電プラント案件



投資協定の最重要条項(1)

—アンブレラ(契約遵守)条項[5]

- **SGS Société Générale de Surveillance SA v Republic of the Philippines, ICSID No ARB/02/6**
 - 115. X条(2)項はこれと異なり、以下のように規定する。
 - 『各締約国は、他の締約国の投資家が自己の領域に対してなす特定の投資に関して引き受けたいかなる義務も遵守しなければならない。』
 - これは、X条(1)項のような調整条項ではない。他の実体的条項であるIII条からVI条までと同様に、義務をあらわす『shall』を用いている。『いかなる義務』という文言も、国内法上生じる義務、例えば契約から生ずる義務に対して適用することは可能である。さらに、統帥受入国が『自己の領域に対する他の締約国の投資家の特定の投資に関して』義務を引き受けるのは、通常は自己の法の枠組みの下である。X条(2)項の文言の解釈としては、各締約国は投資協定の対象たる特定の投資との関係で自が引き受けた義務、又は将来引き受ける義務を、遵守しなければならない、となる。X条(2)項は投資協定の枠組みを選択しているのだから、その枠組みにおいて有効となることを意図しているものとして、解釈されなければならない。

投資協定の最重要条項(1)

—アンブレラ(契約遵守)条項[6]

- **SGS Société Générale de Surveillance SA v Republic of the Philippines, ICSID No ARB/02/6**
 - 155. まとめると、当仲裁廷は、管轄権限については投資協定及びICSID条約を参照することで決まってくると考える。しかし、当事者が契約上の請求についての紛争解決方法について合意しており、それが専属的なものであるのなら、仲裁廷は管轄権限を行使すべきでないと考える。SGSが、同じ契約の有利な部分を是認し不利な部分を否認する(approbate and reprobate)ことを可能とされるべきではない。フィリピン裁判所は、SGSの契約上の請求を審理判断することができる。当事者間の合意によってであれ、CISS契約12条に規定されたフィリピン裁判所の手続によってであれ、被申立国の支払義務の範囲及び程度がはっきりされるまでは、当仲裁廷の支払義務に関する判断をなすには時期尚早(premature)である。115. X条(2)項はこれと異なり、以下のように規定する。



投資協定(EPA/TPP)の最重要条項(2) 一公正衡平待遇(FET)

投資協定の最重要条項(2)

一公正衡平待遇(FET)[1]

- 公正衡平待遇(Fair and Equitable Treatment)
- 2013年日本・モザンビーク協定4条1項(一般的待遇)
 - 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに保護及び保障を含む。)を与える。

投資仲裁判断例中、最も適用例・主張例が多く
守備範囲も広い最重要条項

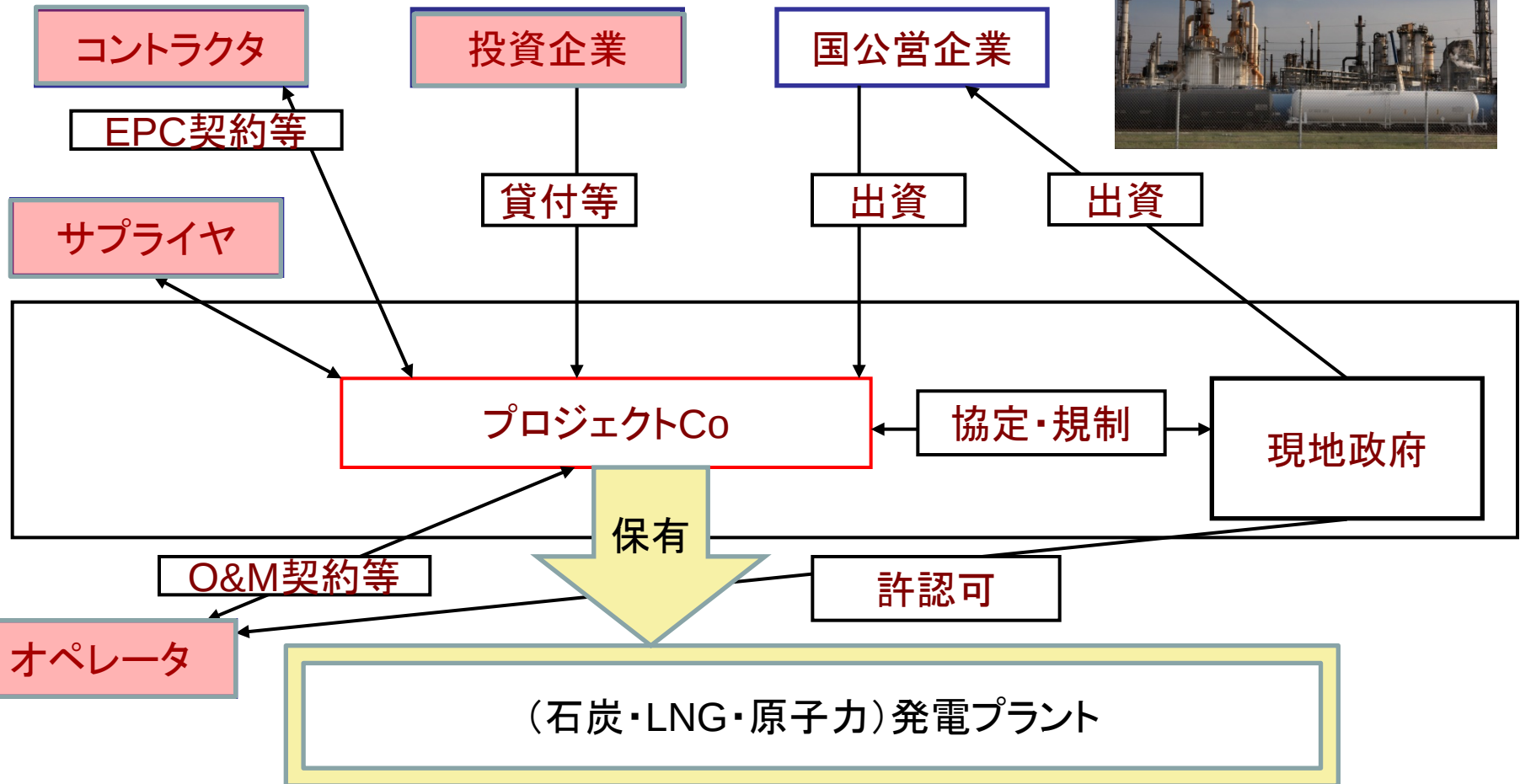


立法・行政・司法の不当な措置への最も強力な対抗手段

投資協定の最重要条項(1)

ー公正衡平待遇[2]ー規制厳格化タイプ

- 新興国発電プラント案件



投資協定の最重要条項(2)

ー公正衡平待遇(FET)[3]ー仲裁妨害タイプ

- **Saipem SpA v The People's Republic of Bangladesh, ICSID No ARB/05/07**
 - 159. これらの全ての理由からして、当仲裁廷は、バングラデシュ裁判所が仲裁手続に対する自己の監督権限を濫用したものとする。確かに非行があったのならば、仲裁人選任取消を命ずることももっともである。さらにそうした決定においては、国家裁判所が実際にも裁量的権限を持つことも確かである。しかし、そのような非行とは何のかかわりもない理由により、また仲裁人が紛争の公平な解決を目指すことをリスクとして、仲裁人選任を取り消すために自己の判断権限を行使することはできない。まとめると、バングラデシュ裁判所の用いた選任取消のための基準と、本件事実に対して同基準を適用するやり方は、全く権限濫用である。

投資協定の最重要条項(2)

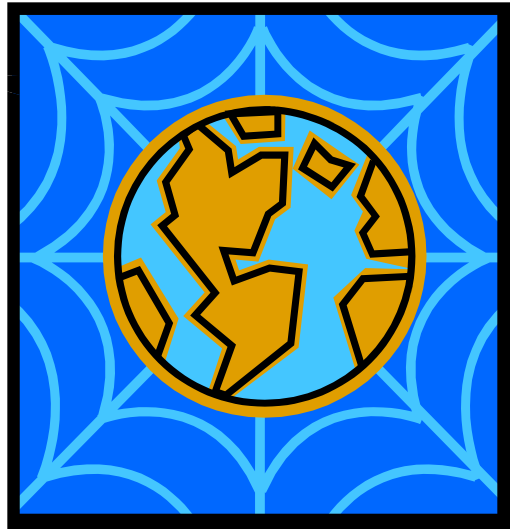
ー公正衡平待遇(FET)[4]ー仲裁妨害タイプ

- **Saipem SpA v The People's Republic of Bangladesh, ICSID No ARB/05/07**
 - 166. NY条約II条(3)項は、締約国の裁判所は、『当事者が仲裁について合意している事項について訴えがあった場合には』仲裁への付託を命ずるものであるという点においては、バングラデシュは正しい。しかし、NY条約II条(1)項は、バングラデシュに対して仲裁合意を「承認」とするというより広範な義務を課しているのである。
 - 167. この義務に基づいて、例えば仲裁差止命令はNY条約II条に定められた原則に違反することになるものと広く認識されている。本件は仲裁差止命令とは異なる。技術的に見れば、バングラデシュ裁判所は仲裁自体又は仲裁合意自体を目の敵にしているわけではなく、仲裁人の権限を問題にしているのみである。しかし、当仲裁廷としては、仲裁人の判断権限を取り消すことは、事実上『仲裁合意を実行しようとするところの仲裁手続を禁止し、又は機能させなくし』て、文言とまでは言えなくても少なくとも条約の趣旨を妨害することになる場合には、NY条約II条違反となりうると考える。本件で起きているのはまさにそうした事態である。
 - 168. この結論は、本件でもバングラデシュ裁判所が幾度に渡ってICC仲裁の続行に対する差止め命令を出し、事実上仲裁合意の実現を阻止しようとしていたことから裏付けられる。
 - 169. これらの検討から、当仲裁廷は、仲裁人選任取消は、国際法に、特に権利濫用を禁ずるNY条約の原則に反していると結論づける。

投資協定の最重要条項(2)

ー公正衡平待遇(FET)[5]ー仲裁妨害タイプ

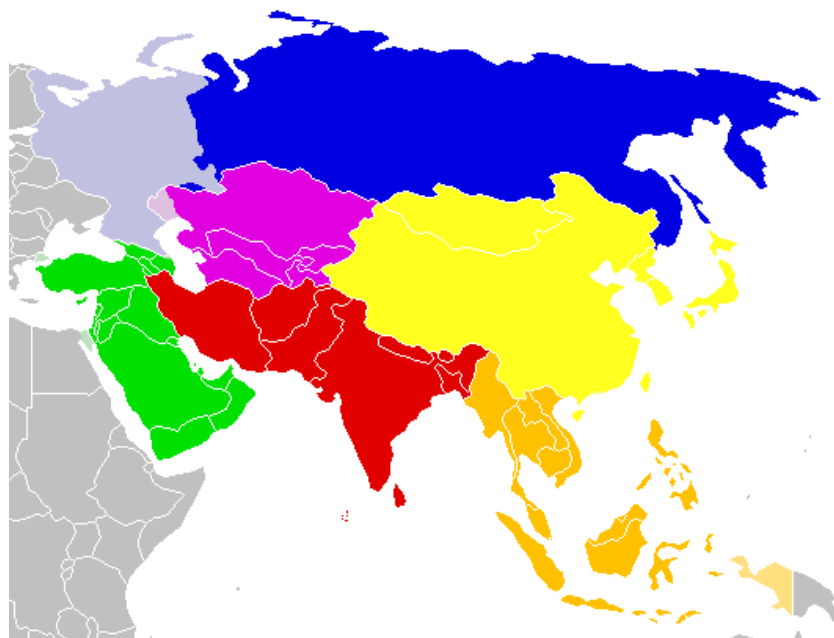
- **White Industries Australia Limited v The Republic of India, 1976 UNCITRAL Arbitration Rules**
 - ー 11.4.18 2006年・2007年に、手続促進命令を申立てて取得してきたことから、Whiteは、最高裁が上訴を適時に処理するために合理的に期待される全ての手段を尽くしていた。仲裁廷は、Whiteとには、それ以上上訴手続を促進するための効果的方法はなかったというボネル氏の最終弁論に、同意する。
 - ー 11.4.19 こうした状況下では、仲裁廷は、取消訴訟が9年かかったとしても『裁判の拒否』には当たらないと判断するものの、インド司法制度がWhiteの管轄に関する申立を9年間処理できず、最高裁が管轄に関する上訴を5年以上も処理できず不当な遅延を生じていることから、Whiteに対して権利主張及び執行のための『実効的手段』を提供するというインドが自ら負担した義務の違反となるということを認定するのは、難しいことではない。



日本の投資協定(EPA/TPP) 「ネットワーク」

日本の投資協定ネットワーク(1)

- 日本の締結しているEPA



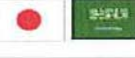
最新の発効・運用状況	
  日アセアンEPA	  日インドネシアEPA
  日インドEPA	  日オーストラリアEPA
  日韓EPA	  日シンガポールEPA
  日スイスEPA	  日タイEPA
  日チリEPA	  日フィリピンEPA
  日ブルネイEPA	  日ベトナムEPA
  日ペルーEPA	  日マレーシアEPA
  日メキシコEPA	  EJCCEPA

日本の投資協定ネットワーク(2)

日本の締結している投資協定

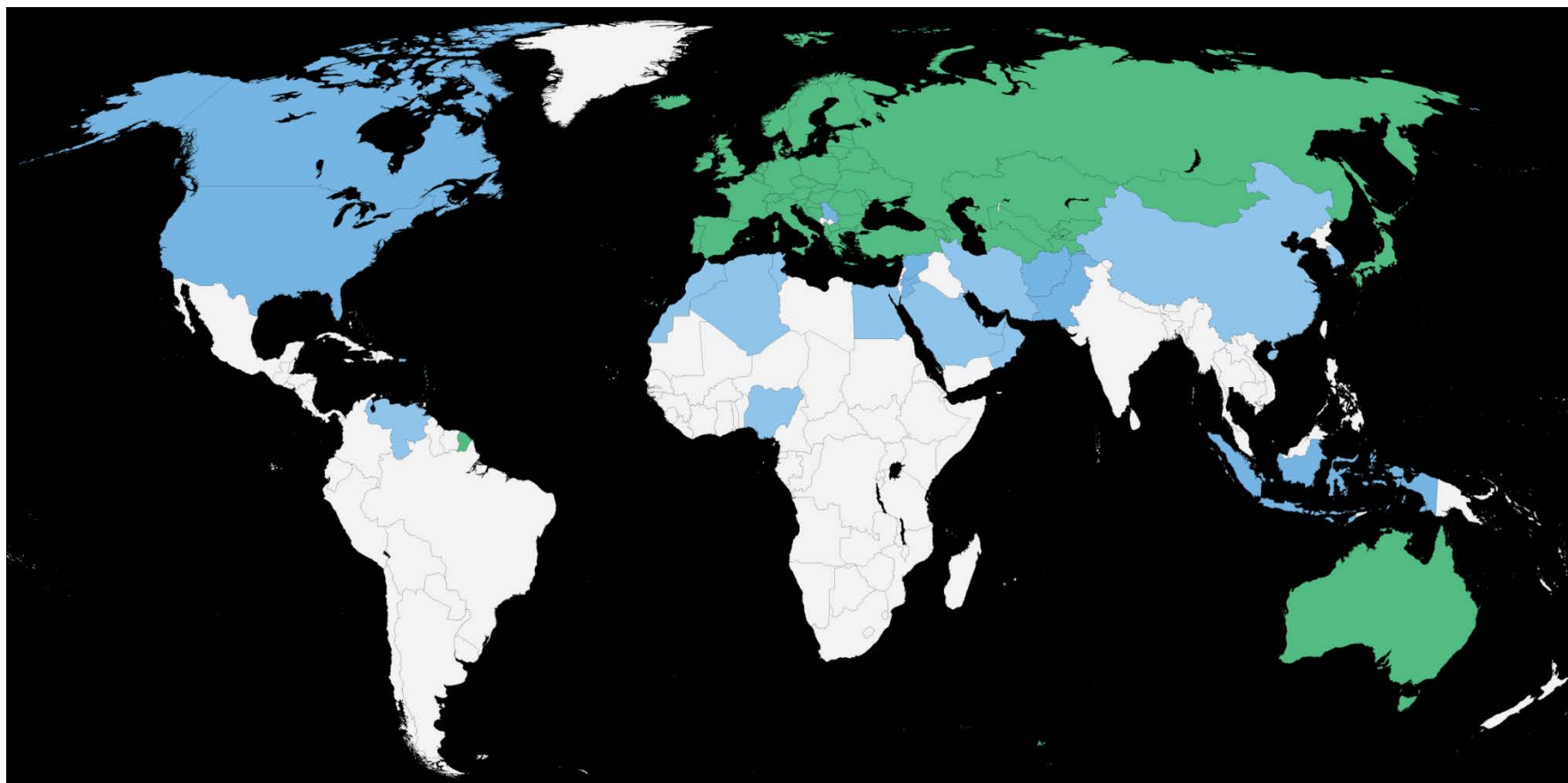
日韓投資協定		2002.5.22	2003.1.1	和文条文 英文条文
日パキスタン投資協定		1998.3.10	2002.5.29	和文条文 英文条文
日モンゴル投資協定		2001.2.15	2002.3.24	和文条文 英文条文
日露投資協定		1998.11.13	2000.5.27	和文条文 英文条文
日 Bangladesh 投資協定		1998.11.10	1999.8.25	和文条文 英文条文
日香港投資協定		1997.5.15	1997.6.18	和文条文 英文条文
日トルコ投資協定		1992.2.12	1993.3.12	和文条文 英文条文
日中投資協定		1988.8.27	1989.5.14	和文条文 英文条文
日スリランカ投資協定		1982.3.1	1982.8.4	和文条文 英文条文
日エジプト投資協定		1977.1.28	1978.1.14	和文条文 英文条文
エネルギー憲章に関する条約	多国間条約	1995.6	2002.10.21	英文条文

署名・締結済の投資協定(IIA)

		署名日	発効日	条文
日モザンビーク投資協定		2013.6.1	未定	和文条文 英文条文
日サウジアラビア投資協定		2013.4.30	未定	和文条文 英文条文
日イラク投資協定		2012.6.7	未定	和文条文 英文条文
日中韓投資協定 (日本・中国・韓国)		2012.5.13	未定	和文条文 英文条文
日クウェート投資協定		2012.3.22	未定	和文条文 附属書 英文条文 附属書
日コロンビア投資協定		2011.9.12	未定	和文条文 附属書 英文条文 附属書 西文条文 附属書
日・バプアニューギニア投資協定		2011.4.26	未定	和文条文 英文条文
日・ペルー投資協定		2008.11.21	2009.12.10	和文条文 英文条文
日・ウズベキスタン投資協定		2008.8.15	2009.9.24	和文条文 英文条文
日・ラオス投資協定		2008.1.16	2008.8.3	和文条文 英文条文
日・カンボジア投資協定		2007.6.14	2008.7.31	和文条文 英文条文
日・ベトナム投資協定		2003.11.14	2004.12.19	和文条文 英文条文

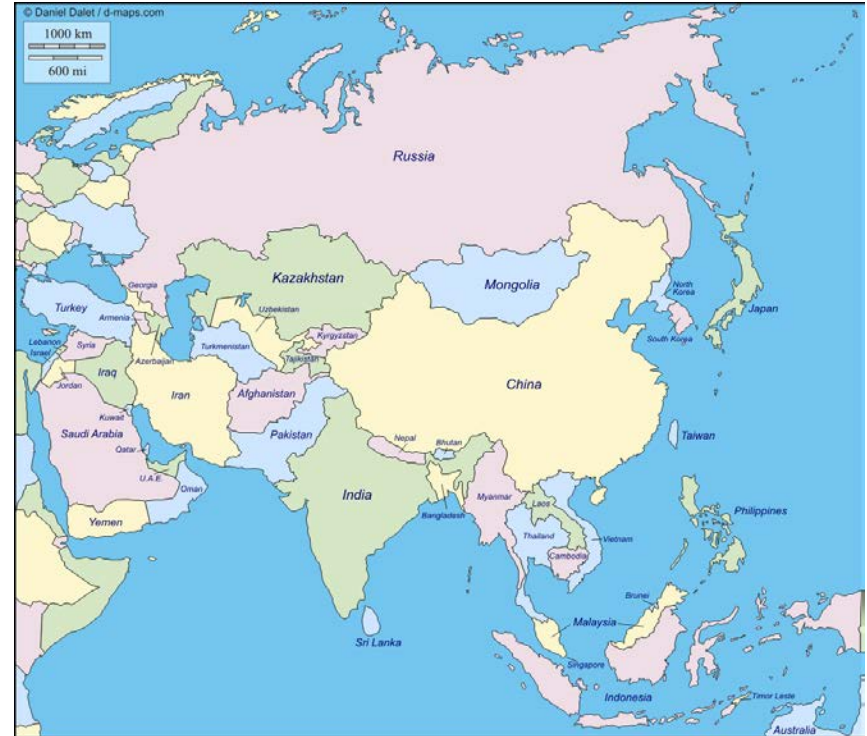
日本の投資協定ネットワーク(3)

- エネルギー憲章条約加盟国



日本の投資協定ネットワーク(4)

	日本協定	他国協定
中国	1988年協定(不十分) 2012年協定(ほぼ十分も未発効)	80以上(日本1988協定以上の水準のものが多数、しかし限界あり)
インド	2010年CEPA(ほぼ十分)	クウェート2001年協定にはEM条項も(White v India事件)
インドネシア	2007年EPA(ほぼ十分)	50以上
ベトナム	2003年協定(ほぼ十分も契約遵守条項なし)	UK2002年等に契約遵守条項
ミャンマー	なし	中国2001年(現実的か?) フィリピン(仲裁なし) 考慮すべきは1987年アセアン協定
パキスタン	1998年協定(契約遵守条項なし、十分とはいえず)	40近く
ドバイ(UAE)	なし	45以上



第三国協定は利用できるか(1) 一最恵国待遇(MFN)

第三国協定は利用できるか(1)

	日本協定	他国協定
中国	1988年協定(不十分) 2012年協定(ほぼ十分も未発効)	80以上(日本1988協定以上の水準のものが多数、しかし限界あり)
インド	2010年CEPA(ほぼ十分)	クウェート2001年協定にはEM条項も(White v India事件)
インドネシア	2007年EPA(ほぼ十分)	50以上
ベトナム	2003年協定(ほぼ十分も契約遵守条項なし)	UK2002年等に契約遵守条項
ミャンマー	なし	中国2001年(現実的か?) フィリピン(仲裁なし) 考慮すべきは1987年アセアン協定
パキスタン	1998年協定(契約遵守条項なし、十分とはいえず)	40近く
ドバイ(UAE)	なし	45以上

第三国協定は利用できるか(1)

ー最恵国待遇(MFN)[1]

- 最恵国待遇(Most Favored Nation Treatment)
- 2013年日本・モザンビーク協定3条(最恵国待遇)
 - ー 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

MFN違反のみで勝訴した案件は少ないが、、



第三国協定の条項を利用する強力な手掛かり

第三国協定は利用できるか(1)

ー最恵国待遇(MFN)[2]

- **White Industries Australia Limited v The Republic of India, 1976 UNCITRAL Arbitration Rules**
 - ー 11.4.18 2006年・2007年に、手続促進命令を申立てて取得してきたことから、Whiteは、最高裁が上訴を適時に処理するために合理的に期待される全ての手段を尽くしていた。仲裁廷は、Whiteとには、それ以上上訴手続を促進するための効果的方法はなかったというボネル氏の最終弁論に、同意する。
 - ー 11.4.19 こうした状況下では、仲裁廷は、取消訴訟が9年かかったとしても『裁判の拒否』には当たらないと判断するものの、インド司法制度がWhiteの管轄に関する申立を9年間処理できず、最高裁が管轄に関する上訴を5年以上も処理できず不当な遅延を生じていることから、Whiteに対して権利主張及び執行のための『実効的手段』を提供するというインドが自ら負担した義務の違反となるということを認定するのは、難しいことではない。

第三国協定は利用できるか(1)

－最恵国待遇(MFN)[3]

- **White Industries Australia Limited v The Republic of India, 1976 UNCITRAL Arbitration Rules**
 - － インド・クウェート投資協定 4(5)条
 - － “[E]ach Contracting State shall maintain a favourable environment for investments in its territory by investors of the other Contracting State. Each Contracting State shall in accordance with its applicable laws and regulations provide effective means of asserting claims and enforcing rights with respect to investments and ensure to investors of the other Contracting State, the right of access to its courts of justice, administrative tribunals and agencies, and all other bodies exercising adjudicatory authority, and the right to employ persons of their choice, for the purpose of the assertion of claims and the enforcement of rights with respect to their investments.”



第三国協定は利用できるか(2) 一利用資格(「利益の否認」と権益譲渡

第三国協定は利用できるか(2)

	日本協定	他国協定
中国	1988年協定(不十分) 2012年協定(ほぼ十分も未発効)	80以上(日本1988協定以上の水準のものが多数、しかし限界あり)
インド	2010年CEPA(ほぼ十分)	クウェート2001年協定にはEM条項も(White v India事件)
インドネシア	2007年EPA(ほぼ十分)	50以上
ベトナム	2003年協定(ほぼ十分も契約遵守条項なし)	UK2002年等に契約遵守条項
ミャンマー	なし	中国2001年(現実的か?) フィリピン(仲裁なし) 考慮すべきは1987年アセアン協定
パキスタン	1998年協定(契約遵守条項なし、十分とはいえず)	40近く
ドバイ(UAE)	なし	45以上

第三国協定は利用できるか(2)

－利用資格と権益譲渡

- 2010年日本・ペルー協定27条2項（利益の否認）
 - － 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

日本が協定身締結の国



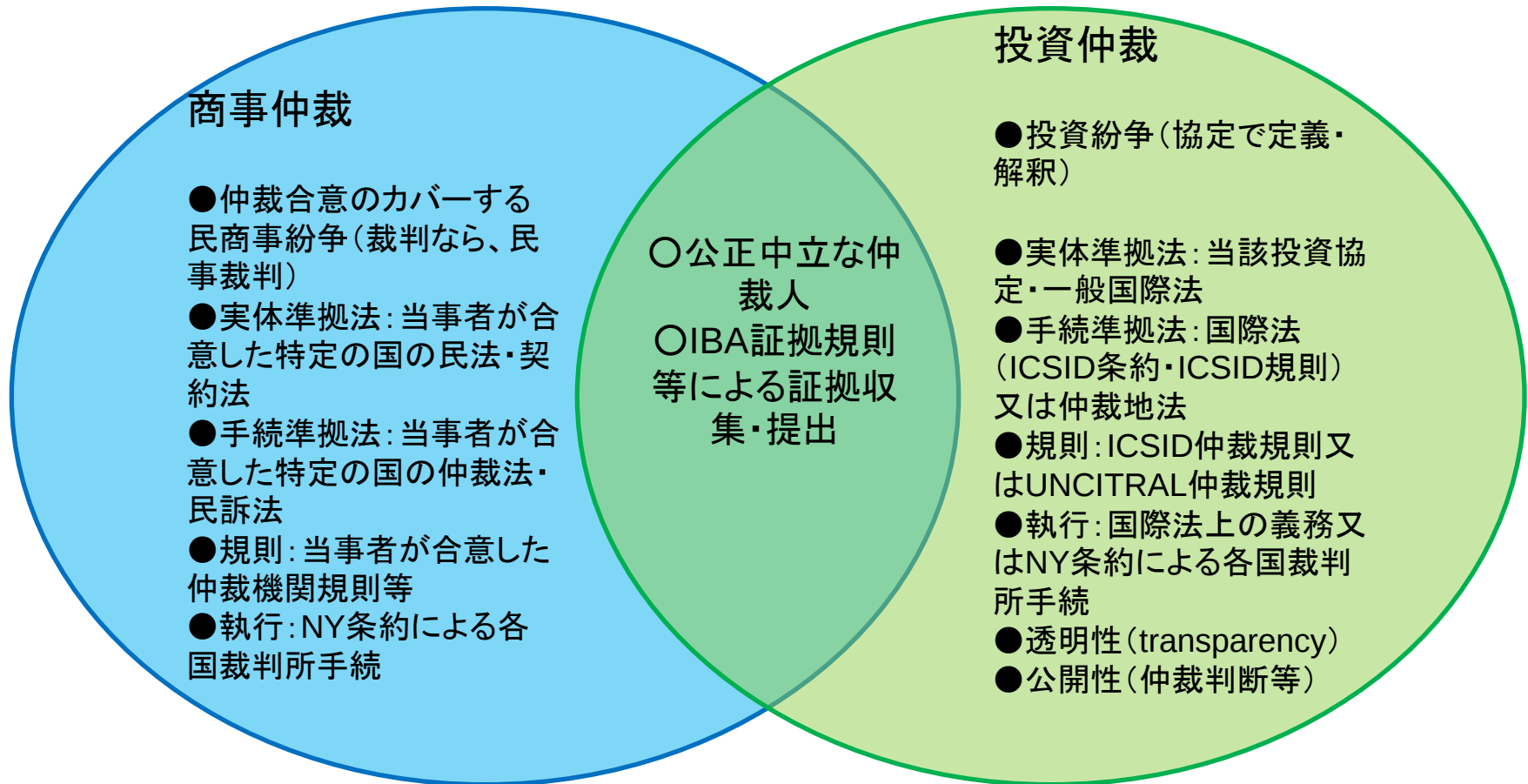
第三国協定の利用、但し、「利益否認条項」に注意

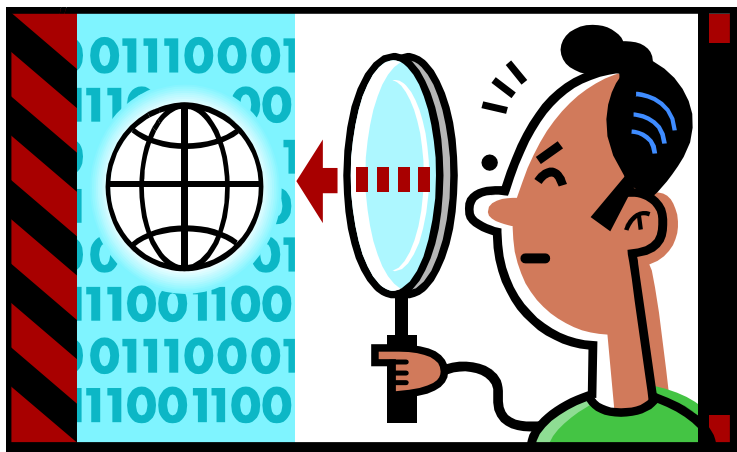


投資仲裁(EPA/TPP)と商事仲裁 －何が「プラスA」なのか

投資仲裁と商事仲裁－何がプラスなのか

- 商事仲裁 v 投資仲裁





国際投資法と弁護士のこと(再)

ご静聴ありがとうございました

• Question & Answers

• 関連資料

- 井口「投資財産の外延－企業のニーズと投資仲裁判断例」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/FY22BITreport/invtr.pdf
- 井口・塚本・青木・今野・山口「海外建設プロジェクトの主な裁判例・仲裁判断例」
<http://www.mlit.go.jp/common/000998792.pdf>
- 投資協定仲裁研究会・連載「投資協定仲裁判断例研究」
JCAジャーナル2009年10月号より現在まで
- 井口他(共著)「新興国インフラ整備における投資協定の意味－PPPの発達と日本企業の投資保護」
日本国際問題研究所・国際問題2012年6月号